

## 民間事業者との連携による使用済小型電子機器等の 宅配便回収について

### 1 目的

民間事業者と連携・協力して、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に定める使用済小型電子機器等（以下「小型家電等」という。）の宅配便による回収を実施することにより、小型家電等の再資源化の促進と住民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2 実施方法

リネットジャパン株式会社と連携・協力に関する協定を締結して実施する。  
（上記事業者の所在地／愛知県大府市）

### 3 協定に基づく連携協力事項

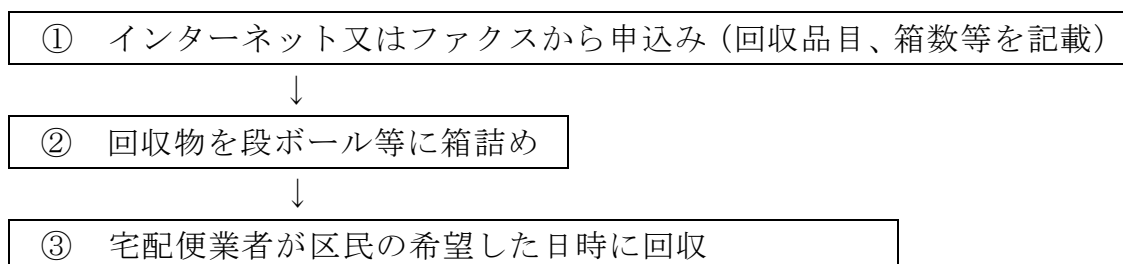
#### （1）中野区

- ① 区の広報媒体（中野区報、中野区ホームページ等）による、リネットジャパン株式会社（以下「協定事業者」という。）が行う宅配便による小型家電等の回収事業についての区民への周知
- ② ①の他、小型家電等の再資源化促進のため協定事業者と合意した事項

#### （2）協定事業者

- ① 区民からの申し込みによる小型家電等の宅配便による回収
- ② ①による回収についての中野区への状況報告
- ③ ①②の他、小型家電等の再資源化を促進するため中野区と合意した事項

### 4 宅配便による小型家電等回収の利用の流れ



## 5 実施のメリット

- パーソナルコンピュータの排出方法について、区民の選択肢が増える。
- 協定事業者と連携している自治体の住民については、回収品目にパーソナルコンピュータ本体が含まれている場合、1箱分の回収量が無料となる。  
(箱のサイズ・重量の上限：3辺合計140cm以内、重量20kg以内)
- 正規ルート以外での無許可業者等によるパーソナルコンピュータの処理量の減少が期待できる。

## 6 回収後の小型家電等の処理について

協定事業者が小型家電リサイクル法の認定事業者の認定を受ける際に、環境省に提出した再資源化事業計画に基づき、小型家電等を適正に運搬し、再資源化処理を行う。

## 7 実施予定日

平成31年4月1日